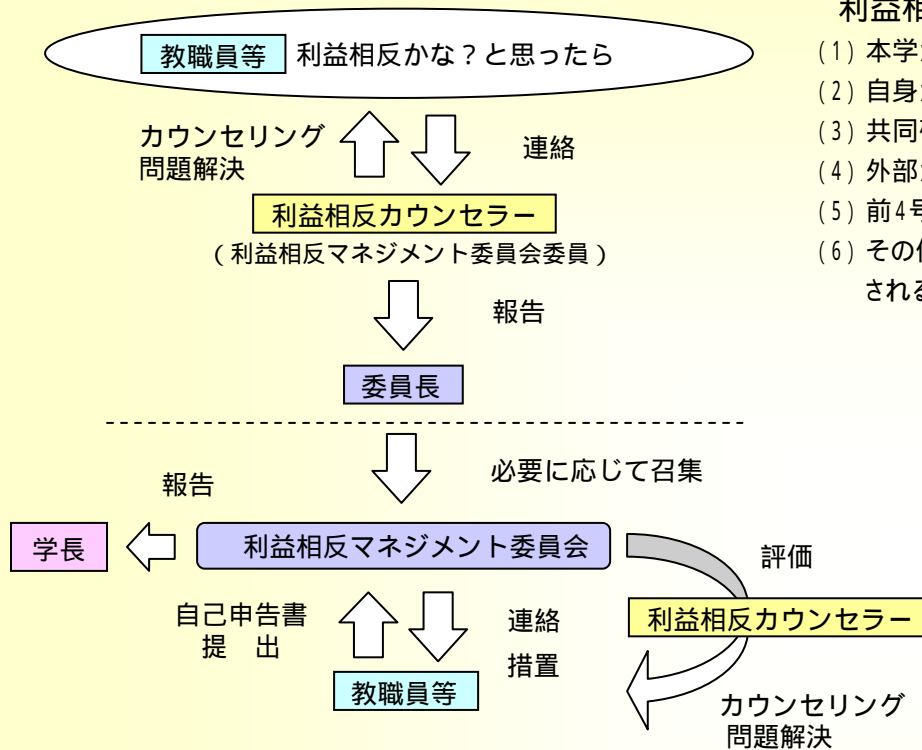


利益相反かな？と思った時



利益相反マネジメントの対象者(産学官連携における) (第3条)

- (1) 本学が規程する兼業を理事長の許可を得て行う教職員等(職員就業規則第36条第2号)
- (2) 自身が保有する知的財産権を本学以外の第三者に承継、使用許諾する教職員等
- (3) 共同研究、受託研究及び各種研究員の受け入れにより学外者と研究交流する教職員等
- (4) 外部からの寄附金、設備や物品の供与を受ける教職員等
- (5) 前4号の相手側から物品を購入する教職員等
- (6) その他研究活動に関し外部から何らかの便宜を供与された、又は供与されることが想定される教職員等

利益相反判断基準(第4条)

- (1) 教職員等が、本学における職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断される場合。
(個人としての狭義の利益相反)
- (2) 本学が、本学の社会的責任に対して、本学の利益を優先させていると客観的に判断される場合。
(大学(組織)としての狭義の利益相反)
- (3) 個人的な利益の有無に係わらず、教職員等が本学以外の活動を優先させていると客観的に判断される場合。
(責務相反)

委員会の措置(第8条)

- * 重要な経済的利益の公開
- * 利益相反アドバイザーによる研究内容の確認等への協力
- * 研究計画の変更
- * 研究の全部又は一部への参加禁止
- * 重要な経済的利益の剥奪
- * 利益相反をもたらす関係の解消
- * 第三者への株式等の寄託

利益相反マネジメント委員会の役割(第7条)

- * 利益相反マネジメントポリシー等の改廃の検討
- * 利益相反問題の防止に関する施策の検討及び実施
- * 第11条の規定による自己申告書の内容の検討及び調査
- * 必要な状況調査
- * 調査情報の評価
- * その他利益相反に関する事項の審議等を行う
- * 必要に応じて関連事項の学内外への情報公開

教職員等は委員会の決定不服がある場合には再評価等を求めることができる。(第12条)